

特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会
ネットワークシステムでの共有する情報に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼地域医療連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）が設置する魚沼地域医療介護連携ネットワークシステム（以下、「うおぬま・米（まい）ねっと」という。）で共有する情報について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規約において利用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) うおぬま・米（まい）ねっと：協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した地域医療介護連携のシステムをいう。
- (2) 圏域内自治体：魚沼医療圏域内の市町（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）をいう。
- (3) 利用施設：うおぬま・米（まい）ねっとに参加し、加入者情報の共有ができる施設をいう。
- (4) 加入者：うおぬま・米（まい）ねっとを利用してサービスを受けるための登録が完了している住民・患者をいう。
- (5) 米ねっとカード：うおぬま・米（まい）ねっとを利用するために事務局から加入者に発行されたカードをいう。
- (6) 自動連携：医療介護情報を手動で操作することなく、システムのプログラム等により自動的に連携させることをいう。
- (7) 手動連携：医療介護情報を手動で連携させることをいう。

(自動連携により共有する情報)

第3条 うおぬま・米（まい）ねっとに、できる限り自動連携により共有する情報は、次のとおりとする。

- (1) 加入者基本情報（医療）
- (2) 検体検査情報
- (3) 処方調剤情報
- (4) 画像情報
- (5) 病名
- (6) 加入者基本情報（介護）
- (7) ケア記録
- (8) その他、協議会で特に定めるもの

(手動連携により共有する情報)

第4条 うおぬま・米（まい）ねっとで手動連携により共有する情報は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める情報のうち、自動連携が困難なもので協議会又は利用施設が必要と判断したもの
 - (2) 生理検査情報（J P E G等の電子データに限る。）等で協議会又は利用施設が必要と判断したもの
 - (3) 健康診断情報など、情報元の管理指針等により自動連携が認められず、U S B等の連携用メディアを利用して連携するもの
 - (4) 紹介状、疑義照会など利用施設が作成した文書のうち、協議会又は利用施設が必要と判断したもの
 - (5) その他、自動連携できないもののうち、協議会又は利用施設が必要と判断したもの
- (共有の対象外情報)

第5条 第3条および第4条に掲げる情報のうち、加入者の申し出により共有の対象外とすることができる情報は次のとおりとする。

- (1) 健康診断情報
 - (2) 疫学研究対象のうち、個人が特定できる情報
 - (3) その他、協議会で特に定めるもの
- (共有する情報の取得範囲と時期)

第6条 第3条および第4条に掲げる情報の取得は、加入者が米ねっとカードを利用施設に提示した以降の情報を対象とする。ただし、遡及して取得が可能な情報については、できる限り取得して共有するものとする。

(利用者の閲覧できる範囲)

第7条 うおぬま・米（まい）ねっとで共有する情報閲覧の範囲については、利用施設と協議のうえ、協議会が定めるものとする。

2 救急搬送の受け入れのための情報の閲覧については、業務内容の特殊性を考慮し、できる限り制限を行わないものとする。

(共有する情報の変更)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは利用施設および加入者への事前通知を行うことなく、この規則を変更できるものとする。

2 利用施設および加入者が、前項の変更がされた後にうおぬま・米（まい）ねっとで情報共有した場合は、変更後の規則に同意したものとみなす。

(情報共有に関する内容提示)

第9条 具体的な情報共有の内容については、この規則に定めるもののほか文書の配布又はホームページへの掲載等により表示できるものとする。

附則

1 この規則は、2019年4月1日から適用する。